

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 181 号（諮問第 219 号）

件名：「決定期間の特例延長」の行政処分性について総務省へ照会した文書等の不開示（不
存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 6 月 16 日等

2 原処分

平成 28 年 7 月 28 日等（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る別記の保有個人情報の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 8 月 1 日等

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 1 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、県民生活部県民総務課情報グループ（当時。以下「県民総務課情報グループ」という。）又は県民生活部県民総務課総務・人

事グループ（当時。以下「県民総務課総務・人事グループ」という。）において管理する、別表の 4 欄に掲げる保有個人情報の内容が記載された行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求 1

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報のうち、別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）に係る保有個人情報については、県民総務課情報グループが審査請求人の開示請求についての特例延長が行政処分にあたるか否かを総務省に照会することはないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、実施機関が審査請求人の個人情報を記載した形で総務省に照会することはないと認められることから、当該請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求 2

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報のうち、請求 2 に係る保有個人情報については、情報公開制度の趣旨及び目的についての解説は、愛知県情報公開条例解釈運用基準に記載されているが、そこに審査請求人の個人情報は記載されておらず、他に当該請求に係る保有個人情報に該当するものもないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、条例の解釈運用基準に審査請求人の個人情報が記載されることはないと認められることから、当該請求に係る保有個人情報を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求 3 及び請求 4

(ア) A の 3 及び B の 3 を除く項目について

実施機関によれば、これらの請求は県民総務課情報グループが所掌している事務に関するものであり、これらの事務を通じて、審査請求人に係る個人情報を県民総務課総務・人事グループが作成又は取得することはないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報のうち、これらの請求に係る保有個人情報については、県民生活部県民生活課及び愛知県教育委員会に関連する保有個人情報並びに愛知県情報公開審査会の委員及びその答申に関連する保有個人情報であり、県民総務課総務・人事グループにおいてこれらの請求に係る保有個人情報を作成又は取得することが必要であるとは認められないことから、これらの請求に係る保有個人情報を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認めら

れない。

(イ) Aの3について

実施機関によれば、保存文書目録は、愛知県行政文書管理規程に基づき、県民総務課総務・人事グループにおいても作成しているが、保存文書目録は、情報公開等における文書の探索のため、一般県民の閲覧に供されることから、保有個人情報を記載することはないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、保存文書目録に審査請求人の個人情報が記載されることはない認められることから、審査請求人の個人情報が記載された保存文書目録は管理していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) Bの3について

実施機関によれば、平成19年度から平成24年度までの開示請求書は、平成27年度までには保存期間を満了することから、審査請求人が自己情報開示請求をした平成29年3月時点では既に廃棄済みであるとのことであり、審査請求人の個人情報が記載された平成19年度から平成24年度までの開示請求書は管理していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示決定	4 開示請求のあった保有個人情報の内容
1	平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 7 月 28 日付け 28 県総第 152 号	D 県民総務課情報グループへの開示請求 「決定期間の特例延長」の行政処分性について 総務省へ照会した文書及びその回答 (H23 年度～H25 年度)
2	平成 29 年 4 月 24 日	平成 29 年 4 月 14 日付け 29 県総第 12 号	C 県民総務課情報グループに対する開示請求 答申第 679 号に関する開示請求 9 「条例による情報公開制度の目的に従った 開示請求」の判断基準が記載されている文書
3	平成 30 年 1 月 15 日	平成 30 年 1 月 12 日付け 29 県総第 287 号	別記 1 のとおり
4	平成 30 年 10 月 9 日	平成 30 年 9 月 27 日付け 30 県総第 183-2 号	別記 2 のとおり

別記 1 及び別記 2 略